3.振出

3-1.意義と効力

⑴約束手形の意義（1-1⑶）

振出人が受取人に対して、約束の日（満期）に一定の金額（手形金額）を支払うことを約束する証券（支払約束証券）

⑵振出の意義――約束手形の主たる債務者になることを目的とする手形行為

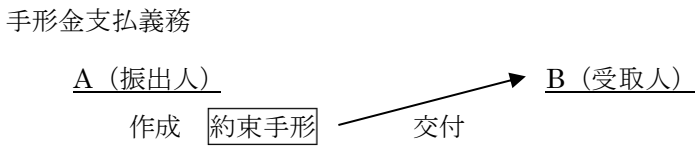

＊手形行為＝手形上に行われる法律行為（約束手形→振出、裏書、保証）

⑶効力

①第一次的な支払義務（満期到来により当然に義務を負う）

②絶対的な支払義務（消滅時効完成まで消滅せず）

③最終的な支払義務（振出人の支払により手形上の権利義務関係が消滅）

⇔裏書人の義務（手 15Ⅰ・77Ⅰ①）（4-2⑵）

(4)振出と原因関係［テキスト 17.2］

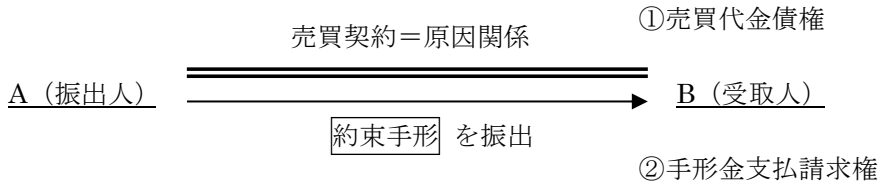

	原因債権①の帰趨	原因債権①・手形債権②の行使順
支払に代えて	消滅 （手形による代物弁済）	
支払のため	消滅せず	先に手形債権②を行使しなければならず、手形の支払拒絶後はじめて原因債権①行使可。手形の支払呈示がなければ原因債権①も履行遅滞とならず
担保のため	消滅せず	いずれも任意に行使可。原因債権①は履行期の到来により手形の支払呈示がなくとも履行遅滞

・原因債権は消滅？（大判大 7・10・29 民録 24-2079）

・統一手形用紙――支払場所（2-3(1)）

＊担保のためと推定されるとした判例（最判昭 23・10・14 民集 2-11-376）

3-2.基本手形

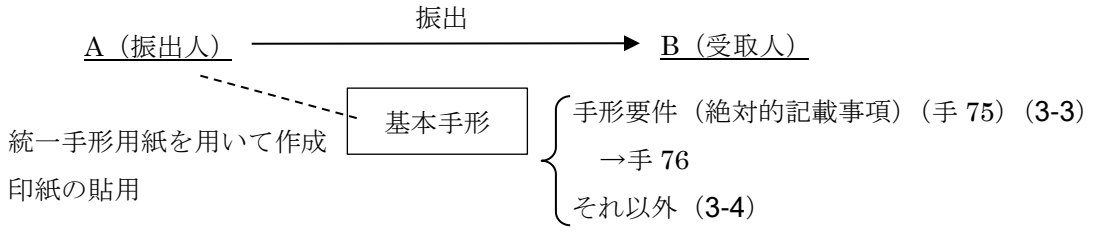

3-3.手形要件［テキスト 9.3］

約束手形文句（手 75①） ：統一手形用紙に記入済み	「証券ノ文言中」＝支払約束文句の中
支払約束文句（手 75②） ：統一手形用紙に記入済み	「単純ナル約束」＝支払に条件を付したり、反対給付にかからせる記載は有害的記載事項
手形金額（手 75②）	「一定ノ金額」＝選択的記載・重畳的記載は有害的記載事項 重複的記載について手 6・77Ⅱ
満期（支払期日）（手 75③）	支払をなすべき日（手 38Ⅰ・44Ⅲ・手 77Ⅰ③④）とは異なる 存在しない日・振出日より以前の日は有害的記載事項 最判昭 44・3・4 民集 23-3-586（平年の 2 月 29 日＝2 月末日） 分割払手形は無効（手 33Ⅱ・77Ⅰ②） 記載がない場合（手 76Ⅱ）
支払地（手 75④） ：統一手形用紙に記入済み	満期において手形の支払がなされるべき地域 支払場所を含む独立の最小行政区画（市町村、東京都の区） 市町村・区が推知できれば OK（最判昭 35・10・21 ジュリ 217-214） 記載がない場合（手 76ⅢⅣ）
振出日（手 75⑥）	一定の日でなければならず、複数記載は有害的記載事項 存在しない日は有害的記載事項 but 実際に手形が振り出された日と一致する必要なし
振出地（手 75⑥）	手形が振り出された地域として手形に記載される地域 独立の最小行政区画 記載がない場合（手 76Ⅳ）
手形当事者 ＝振出人の署名（手 75⑦）・ 受取人（手 75⑤）	受取人の記載を欠く手形は無効 実在しない者（仮設人）であってもよい 振出人・受取人を同一人が兼ねてもよい 振出人の重畳的記載 OK・選択的記載は説が分かれる 受取人の重畳的記載・選択的記載 OK

⑴約束手形文句（手 75①）

⑵支払約束文句（手 75②）

⑶手形金額（手 75②）――重複的記載（手 6・77Ⅱ）

事例 3-a　手形金額の重複的記載［テキスト事例 9-1］
金額欄に文字で「金壱百円也」と記載され、その右上段に数字で「¥1,000,000-」と記載され、金額 100 万円の手形の印紙税額である 200 円の収入印紙がはり付けられた約束手形の所持人 X は、振出人 Y に対していくらの手形金の支払を請求することができるか。

→手 6・77Ⅱを当てはめれば？

最判昭 61・7・10 民集 40-5-925
「本件手形上に記載された手形金額については、同条項［手 6Ⅰ］を適用して右金額を一〇〇円と解するのが相当である。思うに、同条項は、最も単純明快であるべき手形金額につき重複記載がされ、これらに差異がある場合について、手形そのものが無効となることを防ぐとともに、右記載の差異に関する取扱いを法定し、もつて手形取引の安全性・迅速性を確保するために設けられた強行規定であり、その趣旨は、手形上の関係については手形の性質に鑑み文字で記載された金額により形式的に割り切つた画一的な処理をさせ、実質関係については手形外の関係として処理させることとしたものと解すべきであるところ、原判示のように、一〇〇円という小額の手形が振出されることが当時の貨幣価値からしてほとんどありえないこと及び本件手形に貼付された収入印紙が一〇〇円［当時の印紙税額。現在の 200 円に相当］であることを理由として、本件手形における文字による金額記載を、経験則によつて、算用数字により記載された一〇〇万円の明白な誤記であると目することは、手形の各所持人に対し流通中の手形について右のような判断を要求することになるが、かかる解釈は、その判定基準があいまいであるため、手形取引に要請される安全性・迅速性を害し、いたずらに一般取引界を混乱させるおそれがあるものといわなければならないからである。」

＊約束手形用法（三井住友銀行）4(1)
「なお、文字による複記はしないでください」
＊当座勘定規定（三井住友銀行）6
「複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います」

⑷満期（手 75③）

確定日払 （手 33Ⅰ④・77Ⅰ②）	特定の日が満期（○年○月○日） ・手 36Ⅲ・77Ⅰ②参照
日付後定期払 （手 33Ⅰ③・77Ⅰ②）	振出の日付から一定期間経過した日が満期（日付後○か月） ・期間計算（手 36Ⅰ ⅡⅣⅤ・37ⅡⅣ・73・77Ⅰ②）
一覧払 （手 33Ⅰ①・77Ⅰ②）	支払呈示された日が満期（手 34Ⅰ第 1 文・77Ⅰ②） ・支払呈示期間は原則 1 年（手 34Ⅰ第 2 文・77Ⅰ②） ・支払呈示期間の短縮等（手 34Ⅰ第 3 文 4 文Ⅱ・53Ⅲ・77Ⅰ②④）
一覧後定期払 （手 33Ⅰ②・77Ⅰ②）	一覧のための呈示日から一定期間経過した日が満期（一覧後○日） ・一覧のための呈示のルール（手 23・53Ⅰ①Ⅲ・77Ⅰ④・78Ⅱ） ・期間計算（手 36Ⅰ ⅡⅣⅤ・37ⅢⅣ・73・77Ⅰ②⑨）

⑸支払地（手 75④）

⑹振出日（手 75⑥）

日付後定期払・一覧払・一覧後定期払　⇔　確定日払――振出日の記載がなければ？

最判昭 41・10・13 民集 20-8-1632
「所論は、確定日払の約束手形においては、振出日の記載は手形上の権利の内容の確定のために必要でないから、その記載のない手形もこれを無効と解すべきでない旨主張するが、手形法七五条、七六条は、約束手形において振出日の記載を必要とするものとし、手形要件の記載を欠くものを約束手形としての効力を有しないものと定めるにあたり、確定日払の手形であるかどうかによつて異なる取扱いをしていないのであつて、画一的取扱いにより取引の安全を保持すべき手形の制度としては、特段の理由のないかぎり法の明文がないのに例外的取扱いを許すような解釈をすべきではない。」

＊当座勘定規定（三井住友銀行）18(1)
「確定日払の手形で振出日の記載のないもの…が呈示されたときは､その都度連絡することなく支払うことができるものとします」

(7)振出地（手 75⑥）――振出人の住所（約束手形用法 2）→手 76Ⅳ

(8)手形当事者＝振出人の署名（手 75⑦）・受取人（手 75⑤）――「署名」（手 82）

＊当座勘定規定（三井住友銀行）18(1)
「手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは､その都度連絡することなく支払うことができるものとします」

3-4.その他の記載事項［テキスト 9.4～9.6］

有益的記載事項（下線の事項は統一手形用紙に記入済み）	手形に記載することにより手形法上の効力の生じることが認められる事項 ・振出人の肩書地（手 76Ⅳ） ・第三者方払文句（手 4・77Ⅱ） ・一覧払手形・一覧後定期払手形の利息文句（手 5Ⅰ前・77Ⅱ） ・裏書禁止文句（手 11Ⅱ・77Ⅰ①） ・一覧のための呈示期間変更等（手 34・77Ⅰ②） ・準拠暦の指定（手 37Ⅳ・77Ⅰ②） ・外国通貨換算率・外国通貨現実支払文句（手 41ⅡⅢ・77Ⅰ③） ・無費用償還文句（手 46・77Ⅰ④） ・戻手形の振出禁止（手 52Ⅰ・77Ⅰ④）
無益的記載事項	手形に記載しても意味がない事項、効力が認められない事項 ・指図文句（手 11Ⅰ・77Ⅰ①） ・引換文句（手 39Ⅰ・77Ⅰ③） ・確定日払手形・日付後定期払手形の利息文句（手 5Ⅰ後・77Ⅱ） ・利率の表示のない利息文句（手 5Ⅱ・77Ⅱ）
有害的記載事項	その記載があれば手形それ自体が無効になる事項 ・法定された満期以外の満期・分割払（手 33Ⅱ・77Ⅰ②） ・手形の本質に反する記載（手形の効力を原因関係にかからしめ、あるいは、手形の支払を条件・反対給付にかからしめるような記載 etc.）